

子どもへ配布している iPad の利用時間制限について(回答: 5月19日時点)

(2025年4月受付)

先日、中学生になった子供が『1人1台のタブレット端末(iPad)を活用した新たな学びについて』という資料をもらってきました。

こちらの書面に、『家庭での1日の使用時間は2時間までにしましょう』とありますが、これは2時間を超えた場合に、利用できなくなるような措置は入っていますでしょうか？もし入っていないようであれば、平日は学校で利用することもあるので難しいかと思いますが、休日は2時間以上は使えなくなるようなシステム的な制限をかけていただけませんか？

家庭で子どもがiPadを利用している時間を計ることは実質的にできないですし、子どもが夢中になっている時には、自発的に2時間でやめることもないと思います。

教育委員会からiPadを配布して、家庭での利用を認めているのであれば、家庭に使用時間の管理を任せるのではなく、最低限これぐらいのシステムとしての制限を導入してほしいと思います。

ご検討のほどよろしくお願いします。

回答

市から貸与している学習用端末については、1日の使用時間は2時間とルールを提示した上で、児童生徒が自律的に使用時間を定めるよう各校で指導しています。

学習用端末は、管理システムの仕様上すべての端末を一括して、使用時間制限をかけることができませんが、可能な部分は端末毎に個別対応させていただきますので、別途、使用時間に関する制限等のご要望がございましたら、在籍する学校にご相談ください。

教育メディア課(2025年5月回答(5月19日～5月23日))

カテゴリ	健康・福祉・子育て・教育 > 教育
担当部門	教育メディア課
公開日	2025年06月05日
受付日	2025年04月21日
管理番号	P00002241

放課後児童クラブの安全について(回答:5月19日時点)

(2025年5月受付)

放課後児童クラブは常に児童がいっぱい施設に対して人が多すぎて先生の目が行き届いていないところも多数あると聞きます。
市で児童の人数に対して先生が何人配置する基準があるのでしょうか。
火事や地震の時に児童の安全確保ができるのかとても不安です。
市内の各児童クラブで防火管理者を定めて避難訓練を実施しているのか教えてください。
安全対策はどのようなことをしているのか教えてください。

回答

放課後児童クラブにおける職員の配置については、国の基準に基づき、概ね40人以下の児童に対して職員を2名以上配置することとされています。伊勢市では、これに加えて、36人以上の児童に対しては職員3人以上を配置する独自の基準を設けており、国の基準よりも手厚い体制を整えることで、児童の安全をより一層確保するよう努めております。
また、防火管理者が必要となる施設では防火管理者を配置して避難訓練を実施し、選任が不要な施設においても各クラブが定める計画に基づいて適宜避難訓練を実施しております。
現在、放課後児童クラブでは国の規定において策定が義務付けられている安全計画に基づき、事故の防止や不審者対応、感染防止対策などの対応をしております。
今後も、市民の皆様からのご意見を参考にしながら、放課後児童クラブの環境改善に努めてまいりますので、ご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

子育て応援課(2025年5月回答(5月19日～5月23日))

カテゴリ	くらし・環境 > 防災
担当部門	子育て応援課
公開日	2025年06月05日
受付日	2025年05月11日
管理番号	P00002240

ご意見と回答

職員(回答:5月20日時点)

(2025年5月受付)

幅広い年齢が利用する役場ですので、全ての人がわかりやすい案内・説明が必要です。
一人一人丁寧に柔軟な対応を！

回答

来庁いただいた方がわかりやすいよう、案内板や床にサイン表示を行うとともに、本館1階に総合案内を設置し、案内をさせていただいております。
また、引き続き職員一人ひとりがわかりやすい説明を行い、丁寧かつ柔軟な対応を心がけていきますので、ご理解ください。

職員課(2025年5月回答(5月19日～5月23日))

カテゴリ	その他 > その他
担当部門	職員課
公開日	2025年06月05日
受付日	2025年05月13日
管理番号	P00002242

職員の服装に関する方針についての意見とご質問(回答:5月23日時点)

(2025年5月受付)

市のホームページに掲載されている「市政への提案箱」に寄せられた意見と、それに対する市のご回答のうち、「軽装勤務(回答:5月1日時点)」のページを拝見いたしました。その内容を受けて、市民の一人としていくつか疑問を抱きましたので、意見を申し述べるとともに、市としての見解・ご回答をいただけますと幸いです。

1. クールビズ期間以外はネクタイ着用が義務なのか？

「クールビズ期間中はノーネクタイを認めている」というご回答の表現からは、逆に言えば「それ以外の期間はネクタイ着用が義務である」と受け取れます。

しかし、市の服務規程や就業規則等において、ネクタイ着用が明確に義務づけられているという記述は確認できませんし、職員の方にお聞きしてもそのような決まりはないようです。これにより、「クールビズ期間＝例外」「それ以外＝ネクタイ着用必須」という印象を市民に与えることになります。

そこでお尋ねいたしますが、市としてはクールビズ期間以外において、男性職員に対しネクタイ着用を正式に義務づけているのでしょうか？ もしそうでない場合、「ノーネクタイはクールビズ期間のみ可」と明記することの合理性についてもお説明いただきたいと考えます。

2. 「公務員として節度ある服装」とは具体的にどのような基準か？

「公務員としての自覚のもと節度ある服装を」との表現について、その趣旨は理解いたします。市民に不快感を与えず、清潔感のある服装が求められることは、信頼される行政運営のためにも大切なことであると私も考えます。

しかしながら、「節度ある服装」や「公務員らしい服装」といった表現は非常に曖昧で、受け手によって解釈が異なる可能性があります。実際にどのような服装を指しているのか、判断基準が明示されていないため、職員の側でも迷いや混乱が生じるのではないのでしょうか。

つきましては、

(1)「節度ある服装」とは具体的にどのような基準で判断しているのか

(2)「公務員らしい」という表現を使用する根拠と、その意図

以上について、ぜひ市の見解をご教示ください。

3. クールビズ期間の見直し・通年化の検討を行っていないのか？

近年、気候変動の影響で春や秋でも30度を超える日が珍しくなくなり、従来の「5月～10月」などの暦に沿ったクールビズ期間では、実際の気温に対応しきれていないように感じます。ここ数年の気温の推移だけを見ても、「暑さに対応した服装」が必要な時期は確実に拡大しています。

そうした状況にもかかわらず、市としてはクールビズ期間の見直しや、通年での軽装勤務導入などの検討を一切行っていないのでしょうか。もし現在検討中であれば、その方向性をぜひ教えていただきたいと思います。

また、「軽装＝だらしない」というような先入観ではなく、「清潔感があり不快感を与えない」という観点から、服装の良し悪しを判断する柔軟な基準が今後必要だと感じています。市として、今後の服装に関する方針を見直す予定があるのかどうかも含め、ご回答をお願い申し上げます。

以上の通り、市民としての疑問と意見を述べさせていただきました。

私には直接関係あるわけではないですが、冒頭でも申し上げたとおり、市を少しでもよくしたいというある市民の方から、貴重な意見を市政への提案箱へ入れていただいたにも関わらず、不誠実な(軽く受け流すような)市の回答に、違和感と疑問を感じましたのでお伝えしました。

単に「見た目」や形式に偏るのではなく、多様な働き方や価値観を踏まえた、時代に即した服装方針を今後検討していただけますようお願い申し上げます。

回答

1. 着用することが慣例となっています。

2. 「節度ある服装」については、毎年、クールビズの実施に合わせて職員の勤務時間中の服装に関する通知を行っており、「服装の色調については、華美にならないもの」、「肌の露出が多くなく、不潔感を与えないもの」及び「ジーンズ、Tシャツ、パーカー等は不可とする」などを周知しています。

また「公務員として」の表現について、職員は全体の奉仕者として公共の利益のため

に勤務し、市民から信頼されるよう心がける必要があることからこの表現を使用しています。

3. 市では、庁舎等における省エネルギーや節電の取組の一環として、5月1日～10月31日をクールビズ期間として取り組み、冷房使用時の適温設定(室温28℃)とノーネクタイ奨励を実施しています。

毎年、クールビズを開始する際には、実施期間の検討を行っていますが、この期間を超えて冷房を使用することがほとんどないため、現在のところ、この期間設定で実施しています。気候変動に伴う気温上昇や冷房使用期間の拡大などの状況に応じ、期間の見直しを考えていきます。

また、現在、通年での軽装勤務導入の検討は行っておりませんが、社会情勢の変化などを踏まえ、適宜、見直しの検討を行っていきます。

引き続き、より良い行政サービスの提供に努めてまいりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

職員課、環境課(2025年5月回答(5月19日～5月23日))

カテゴリ	その他 > その他
担当部門	職員課
公開日	2025年06月05日
受付日	2025年05月15日
管理番号	P00002243